

株主各位

第11回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示情報

平成27年6月1日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

# 目 次

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」	… 1頁
②連結計算書類の連結注記表	… 4頁
③計算書類の個別注記表	… 27頁

上記の事項は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sonyfh.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされるものです。

## ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

当社は会社法および同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しております。

なお、平成27年5月1日施行の改正会社法及び同法施行規則において、「内部統制システム構築の基本方針」にて取締役会が決定すべき事項が追加されたこと（グループの業務の適正を確保するための体制の具体化、監査を支える体制及び監査役の情報収集に関する体制の充実・具体化等）を受けて、「内部統制システム構築の基本方針」の一部を改定いたしました。

### 内部統制システム構築の基本方針

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。
- ④取締役会は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員及び子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- ⑥取締役会は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- ⑦取締役会は、グループの利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- ⑧取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役会に報告する。
- ⑨取締役会は、グループの内部監査に係る基本方針及び内部監査規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議及び決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び当該規則等に従い適切に保存し管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社及び子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ③取締役会は、グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④取締役会は、グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、グループの事業継続リスク管理に関する基本方針及びコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- ②取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議及び決定については、同会議に委任する。
- ③取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体及び連結の中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

### 6. 当社及び子会社、並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社との間で経営管理契約を締結し、子会社に対しグループ共通の基本方針の遵守及び子会社を含むグループの業務の適正を確保するために必要な事項に関し当社の事前承認及び報告を求めるなど、当該契約に基づく経営管理を行う。
- ②当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議又は報告を行う。  
また、当社及び子会社は、少数株主保護のため、親会社であるソニー株式会社（支配株主）及びそのグループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
- ③当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査及び外部監査の結果を監視し検証する。
- ④当社及び子会社は、親会社にグループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ①監査役 of 職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
  - ②監査役 of 職務を補助すべき社員は、監査役 of 指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ①取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
  - ②取締役及び社員は、当社又は当社の子会社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員、社員及び子会社に周知する。
  - ③取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。
10. その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査 of 環境整備に必要な措置をとる。
  - ②当社は、監査役がその職務 of 執行のために弁護士、公認会計士その他社外 of 専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要 of 費用又は債務 of 弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役 of 職務 of 執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

## ②連結計算書類の連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社は、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、株式会社スマートリンクネットワーク（平成27年4月1日付でソニーペイメントサービス株式会社に商号変更）、SmartLink Network Hong Kong Limitedの5社です。
- (2) 連結の範囲から除外した子会社は、ソニー・ライフケア株式会社及びライフケアデザイン株式会社の2社です。同2社は、総資産、経常収益、当期純損益、利益剰余金及びその他の包括利益累計額からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社は、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd.の2社です。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社は、ソニー・ライフケア株式会社及びライフケアデザイン株式会社の2社です。同2社は、当期純損益、利益剰余金及びその他の包括利益累計額からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 持分法を適用していない関連会社はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

#### 5. 会計方針に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

##### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

##### (3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～47年 その他 2～20年

##### (4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法により償却しております。

- (5) リース資産の減価償却の方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (6) 貸倒引当金の計上方法  
貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。
- (7) 賞与引当金の計上方法  
従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (8) 役員退職慰労引当金の計上方法  
役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当連結会計年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (9) 価格変動準備金の計上方法  
株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (10) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。
  - ② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法  
会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

- (11) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
連結決算日の為替相場により円換算しております。
- (12) ヘッジ会計の方法  
銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
- (13) 消費税及び地方消費税の会計処理方法  
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。
- (14) 責任準備金の積立方法  
保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。  
イ。標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）  
ロ。標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- (15) 追加情報  
法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。ソニー生命保険株式会社及びソニー損害保険株式会社の課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当していないため、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.78%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、28.85%となります。  
この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は411百万円、繰延ヘッジ損益が109百万円、退職給付に係る調整累計額が42百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が3,700百万円、その他有価証券評価差額金が3,441百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は33百万円減少しており、土地再評価差額金が同額増加しております。  
また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴う影響は、ありません。



## (会計方針の変更に関する注記)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準又は期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を見直し、主に平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が8,341百万円、繰延税金資産が2,651百万円それぞれ減少し、退職給付に係る資産が274百万円、利益剰余金が5,965百万円それぞれ増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ231百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は13円34銭増加し、1株当たり当期純利益金額は0円37銭減少しております。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないため影響ありません。

## (表示方法の変更に関する注記)

従来、銀行事業ではその他有価証券の金利リスクヘッジに係る損益のうちヘッジ手段である金利スワップ等の利息相当額は、その他業務収益及びその他業務費用に含めておりましたが、当連結会計年度より資金運用収益及び資金調達費用に含めて計上することに変更しております。

この変更は、ヘッジ対象である債券の運用残高の増大に伴い、当該ヘッジ取引の重要性が高まったこと等から、ヘッジ手段とヘッジ対象の損益の区分を一致させることにより、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため行うものであります。

この結果、前連結会計年度において、銀行事業のその他業務費用に計上していた1,987百万円は、その他業務収益690百万円、資金調達費用2,678百万円として組替えております。

(連結貸借対照表の注記)

1. 担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 27,918百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー及び売渡手形 6,000百万円

借入金 20,000百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 49,107百万円

2. 非連結子会社及び関連会社の株式の総額

株式 12,570百万円

うち、共同支配企業に対する投資額 10,510百万円

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は、次のとおりであります。

破綻先債権額 207百万円

延滞債権額 1,430百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 当連結会計年度末において、貸出金のうち3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は、次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額 1,715百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、次のとおりであります。

合計額 3,353百万円

なお、上記3、5及び6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、3,008百万円であります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。
- |         |           |
|---------|-----------|
| 減価償却累計額 | 28,741百万円 |
|---------|-----------|
9. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。
- |      |            |
|------|------------|
| 資産の額 | 793,344百万円 |
|------|------------|
10. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。
- |             |          |
|-------------|----------|
| 期首残高        | 4,237百万円 |
| 契約者配当金支払額   | 2,202百万円 |
| 利息による増加等    | 3百万円     |
| 契約者配当準備金繰入額 | 2,153百万円 |
| 期末残高        | 4,191百万円 |
11. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、評価益部分については税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上しこれを控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- ・再評価を行った年月日  
平成14年3月31日
  - ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出
12. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 融資未実行残高         | 25,439百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの | 22,505百万円 |
13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する連結会計年度末における生命保険子会社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
- |          |          |
|----------|----------|
| 今後の負担見積額 | 9,869百万円 |
|----------|----------|

(連結損益計算書の注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	435,000	—	—	435,000
自己株式				
普通株式	0	0	—	0

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	13,049百万円	30円	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	17,399百万円	40円	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,262円94銭

2. 1株当たり当期純利益 125円10銭

算定上の基礎である当期純利益は54,419百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は、434,999千株であります。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づき生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業を行っております。金融資産（生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る）については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債・国内株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達を大宗を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないように、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理（以下「ALM」という）を行っております。また、リスクを低減させる手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として有価証券及び貸出金であります。有価証券は主に国債及び社債等であり、その他にも国内株式、外国証券、組合出資金等の様々な有価証券を、売買目的、満期保有目的及びその他保有目的で保有しております。これらは金利リスク、信用リスク、株式の価格変動リスク、為替リスク等に晒されております。なお、有価証券の一部には、非市場外国証券等の流動性に乏しい金融資産も含まれております。

また、貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。これらは債務不履行に伴う信用リスクならびに金利リスクに晒されております。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

一方、金融負債は、主として個人顧客からの預金による調達であり、金利リスクに晒されております。また、個人顧客からの預金には、外貨建のものを含んでおり、これらについては金利・為替リスクに晒されております。

生命保険事業におけるデリバティブ取引は、金利スワップによる保有資産及び負債の金利リスクヘッジ、為替予約取引による外貨建資産及び個人変額保険の最低保証に係る為替リスクヘッジ、及び株価指数先物取引による個人変額保険の最低保証に係る株式リスクヘッジを行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。また、生命保険事業の利用しているデリバティブ取引にヘッジ会計は適用しておりません。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、主にALMの一環で行っております。この内、固定金利の貸出金、預金の金利リスクに対して、金利スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。貸出金については、ヘッジ開始時においてヘッジ対象の貸出金とヘッジ手段の金利スワップとが3か月以内の残存期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性の評価に代えております。預金については、ヘッジ開始時においてヘッジ対象の預金とヘッジ手段の金利スワップの金利インデックスが同一であること、ヘッジ対象とヘッジ手段が3か月以内の金利改定期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性の評価に代えております。

また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の金利変動に伴う相場変動を相殺する目的で金利スワップ取引等を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。ヘッジ開始時においてヘッジ対象の有価証券とヘッジ手段の金利スワップ等のキャッシュ・フローが一致していることを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

また、金融商品の取引にあたっては、流動性リスクに晒されております。流動性リスクには、資金繰りリスクと、市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなることや、資金の確保により通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。一方、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、保有するポジションを解消することが不可能となることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会、経営会議へ定期的に報告を行っております。

#### ① 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

(i) 生命保険子会社においては、有価証券の発行体の信用リスクやカウンターパーティリスクに関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

(ii) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門が定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

(iii) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っております。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しております。

法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しております。

さらに、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っております。

これらの信用リスク管理ならびに与信管理は、リスク管理部門ならびに審査部門において行われ、その管理状況は、取締役会や経営会議に定期的に報告されております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

#### ② 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

(i) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のよう管理しております。

##### (a) 金利リスク

リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。リスク管理部門におい

ては、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という）」を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(b) 為替リスク

為替リスクに関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

(c) 株式リスク

株式リスクに関しては、リスク管理部門において、規程に定められた方法により定期的にリスク量の分析を行っております。これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、リスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報はリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的に報告されております。

(ii) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。

(a) 金利リスク

取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

(b) 価格変動リスク

価格変動リスクに晒されている株式は、事業連携関係の強化を目的とした政策投資として保有しているものであり、市場環境や財務状況等をモニタリングしております。

(iii) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(a) 金利・為替リスク

市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として1か月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日次管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリングならびに規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、ALMの観点により、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 市場価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、市場・市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われております。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける、主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。

これらの金融資産及び金融負債について、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。平成27年3月31日現在における当該数値は、99%の信頼区間において435百万円となっております。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としております。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に行われ、また、その管理状況は、取締役会や経営会議に、定期的に報告されております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

(i) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門において適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門において流動性リスクを管理しております。これらの情報は経理部門及びリスク管理部門を通じ、取締役会及び経営会議において定期的もしくは必要に応じて報告されております。

(ii) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

(iii) 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、各種流動性リスクの管理を実施しております。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門において行われ、また、その管理状況は、取締役会や経営会議に、定期的に報告されております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	134,803	134,803	－
(2) コールローン及び買入手形	77,234	77,234	－
(3) 金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	565	565	－
その他の金銭の信託	336,276	336,276	－
(4) 有価証券			
売買目的有価証券	761,473	761,473	－
満期保有目的の債券	4,956,260	5,805,065	848,804
その他有価証券	1,625,050	1,625,050	－
(5) 貸出金	1,349,586		
貸倒引当金（*1）	△1,153		
貸出金（貸倒引当金控除後）	1,348,433	1,470,052	121,619
資産計	9,240,096	10,210,520	970,424
(1) 預金	1,872,860	1,874,170	1,309
(2) 社債	20,000	20,107	107
負債計	1,892,860	1,894,278	1,417
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(906)	(906)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(25,295)	(25,295)	－
デリバティブ取引計	(26,202)	(26,202)	－

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預貯金、(2) コールローン及び買入手形

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託の時価に関する注記）」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。

(5) 貸出金

①銀行事業の貸出金

将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、Liborベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして一般貸倒引当金の引当率を加えた利率を使用しております。

②生命保険事業の保険約款貸付

保険約款貸付は将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価額によっております。

③生命保険事業の一般貸付

一般貸付の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 預金

預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、Liborベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして銀行子会社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率を使用しております。

(2) 社債

社債は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額
① 非上場の非連結子会社・関連会社株式 (* 1)	12,570
② 組合出資金 (* 2)	22,191
合計	34,761

(\* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注) 当連結会計年度において、組合出資金について、217百万円の減損処理を行っております。なお、連結会計年度末の実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行うこととしております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	134,803	—	—	—
コールローン及び買入手形	77,234	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	952	19,317	205,119	4,762,425
公社債	952	19,217	205,019	4,614,293
国債・地方債	801	16,742	202,187	4,593,080
社債	151	2,475	2,832	21,213
その他	—	100	100	148,131
その他有価証券のうち満期があるもの	170,236	373,469	209,143	694,677
公社債	31,529	96,198	143,141	690,700
国債・地方債	4,577	73,821	87,007	690,650
社債	26,952	22,377	56,134	50
その他	138,706	277,270	66,001	3,977
貸出金 (* )	33,076	64,643	66,082	1,021,951
合計	416,302	457,430	480,345	6,479,055

(\* ) 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付等162,397百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金(*)	1,779,609	18,379	14,980	4,661	10,162	45,067
社債	—	10,000	10,000	—	—	—
合計	1,779,609	28,379	24,980	4,661	10,162	45,067

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

## (有価証券に関する注記)

## 1. 売買目的有価証券 (単位：百万円)

当連結会計年度の損益 に含まれた評価差額
89,147

## 2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分		連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	4,857,893	5,683,055	825,162
	国債・地方債	4,831,051	5,651,706	820,655
	社債	26,842	31,349	4,506
	その他	78,280	102,024	23,743
	小計	4,936,173	5,785,079	848,906
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	20,087	19,985	△101
	国債・地方債	20,087	19,985	△101
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	20,087	19,985	△101
合計		4,956,260	5,805,065	848,804

## 3. その他有価証券

(単位：百万円)

区分		連結貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	1,054,235	945,998	108,236
	国債・地方債	950,926	845,008	105,917
	社債	103,309	100,990	2,318
	株式	32,045	14,150	17,894
	その他	376,767	360,986	15,780
	小計	1,463,047	1,321,136	141,911
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	29,643	29,920	△276
	国債・地方債	24,084	24,356	△272
	社債	5,559	5,563	△4
	株式	—	—	—
	その他	132,359	132,647	△287
	小計	162,002	162,567	△564
合計		1,625,050	1,483,703	141,346

(注) その他の証券(連結貸借対照表計上額22,191百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

## 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	売却額	売却益	売却損
公社債	110,489	8,340	1
国債・地方債	106,934	8,316	1
社債	3,554	23	0
株式	989	375	—
その他	84,811	1,680	30
合計	196,290	10,396	32

**(金銭の信託の時価に関する注記)**

## 1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	565	—

## 2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

## 3. その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	336,276	291,067	45,208	45,208	—

(注) 1. 本表には合同運用の金銭の信託50百万円を含んでおります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

**(デリバティブ取引に関する注記)**

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ	1,000	1,000	139	139
合計		—	—	139	139

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

当連結会計年度末現在の金利を基に、将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。

## (2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	為替予約				
	売建	144,512	—	42	42
	買建	188,611	—	121	121
	外国為替証拠金				
	売建	63,105	—	△1,319	△1,319
	買建	20,875	—	1,624	1,624
	通貨オプション				
	売建	503	—	△3	0
	買建	514	—	3	0
	通貨先渡				
	売建	—	—	—	—
	買建	12,917	—	△903	△903
合計		—	—	△434	△433

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (3) 株式関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	株価指数先物				
	売建	21,903	—	△612	△612
合計		—	—	△612	△612

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定方法は、取引所における当連結会計年度末の最終価格によっております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

### (1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、預金	39,000	39,000	△1,095
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ	その他有価証券（債券）	362,048	321,092	△24,635
	合計	—	—	—	△25,731

(注) 1. 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。

### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	通貨スワップ	その他有価証券（債券）	8,998	2,168	435
	合計	—	—	—	435

(注) 1. 主としてヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。

### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (賃貸等不動産に関する注記)

生命保険子会社は、東京都において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、3,906百万円（主な賃貸収益は生命保険事業の「利息及び配当金等収入」に、主な賃貸費用は生命保険事業の「賃貸用不動産等減価償却費」及び「その他運用費用」に計上）であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
57,253	51,232	108,486	156,998

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち主な増加額は、不動産取得（53,033百万円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価の算定にあたっては、当連結会計年度末時点の外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。



## (退職給付に関する注記)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企业年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び銀行子会社では、主に退職一時金制度を設けております。なお、当社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((9) に掲げられたものを除く)

退職給付債務の期首残高	38,875百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△8,616百万円
会計方針の変更を反映した期首残高	30,259百万円
勤務費用	3,543百万円
利息費用	172百万円
数理計算上の差異の発生額	1,237百万円
退職給付の支払額	△1,371百万円
退職給付債務の期末残高	33,841百万円

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((9) に掲げられたものを除く)

年金資産の期首残高	10,427百万円
期待運用収益	158百万円
数理計算上の差異の発生額	1,071百万円
事業主からの拠出額	972百万円
退職給付の支払額	△264百万円
年金資産の期末残高	12,365百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	9,245百万円
年金資産	△12,365百万円
	△3,119百万円
非積立型制度の退職給付債務	24,672百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,553百万円
退職給付に係る負債	24,558百万円
退職給付に係る資産	△3,005百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,553百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	3,543百万円
利息費用	172百万円
期待運用収益	△158百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	414百万円
数理計算上の差異の費用処理額	1,043百万円
過去勤務費用の費用処理額	△129百万円
その他	125百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	5,011百万円

(注) 簡便法を採用している当社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△129百万円
数理計算上の差異	877百万円
会計基準変更時差異	414百万円
合計	1,162百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	2,189百万円
合計	2,189百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	57 %
株式	38 %
その他	5 %
合計	100 %

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率

0.2～1.0%

長期期待運用収益率

1.5～3.0%

(9) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	82百万円
退職給付費用	8百万円
退職給付の支払額	△16百万円
制度への拠出額	△4百万円
その他	7百万円
退職給付に係る負債の期末残高	77百万円

### 3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、245百万円であります。

#### (資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

##### 1. 当該資産除去債務の概要

投資用不動産について、石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

##### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13～33年と見積もり、割引率は1.2～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

##### 3. 当連結会計年度における総額の増減

期首残高	709百万円
取得に伴う増加額	2百万円
時の経過による調整額	14百万円
資産除去債務の履行による減少額	△4百万円
期末残高	722百万円

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### ③計算書類の個別注記表

#### (重要な会計方針)

1. 関係会社株式の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～18年
工具器具備品	3～20年
  - (2)無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
  - (3)リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 賞与引当金の計上方法  
従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
4. 退職給付引当金の計上方法  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。
5. 役員退職慰労引当金の計上方法  
役員の退職慰労金の支払いに備えるため、当事業年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理  
税抜方式によっております。

#### (貸借対照表関係)

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 35百万円  |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 419百万円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債務 | 23百万円  |

**(損益計算書関係)**

関係会社との取引高

(1)営業取引による取引高

営業収益 21,181百万円  
営業費用 115百万円

(2)営業取引以外の取引による取引高 233百万円

**(株主資本等変動計算書関係)**

当事業年度における自己株式の種類及び株式数

普通株式 55株

**(税効果会計に関する事項)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金 47百万円  
賞与引当金 21百万円  
未払事業税 1百万円  
退職給付引当金 25百万円  
その他 1百万円

繰延税金資産小計 97百万円

評価性引当額 -百万円

繰延税金資産合計 97百万円

繰延税金資産の純額 97百万円

(関連当事者との取引に関する事項)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 (所有) (割合%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ソニー(株)	東京都港区	707,037	製造業	(被所有) 直接 60	出向者の受入、 役員の兼任等	出向者給与の 支払	21	未払費用	2

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 (所有) (割合%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ソニー生命保険 (株)	東京都港区	70,000	生命保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入・転 出、役員の兼 任	経営管理料の 受入※1	1,013	未収入金	269
							出向者給与の 支払※2	239	未払費用	17
							出向者給与の 受入※3	49	未収入金	3
	ソニー損害保険 (株)	東京都大田区	20,000	損害保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入、役 員の兼任	経営管理料の 受入※1	103	未収入金	27
							出向者給与の 支払※2	4	未払費用	0
	ソニー銀行(株)	東京都千代田区	31,000	銀行業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入・転 出、役員の兼 任、資金の貸 付	経営管理料の 受入※1	113	未収入金	30
							出向者給与の 支払※2	31	未払費用	2
							出向者給与の 受入※3	18	未収入金	1
						資金の貸付 ※4	-	関係会社 長期貸付金	20,000	
						利息の受取 ※4	233	その他 流動資産	69	
ソニー・ライフ ケア(株)	東京都渋谷区	10	介護事業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の転出、役 員の兼任	経営管理料の 受入※1	0	未収入金	0	
						出向者給与の 受入※3	112	未収入金	8	

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 経営管理契約に基づき決定しております。

※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

※3 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

※4 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、弁済条件は期間10年、一括弁済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報に関する事項)

- 1株当たり純資産額 544円47銭
- 1株当たり当期純利益 46円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

